



2026年2月13日

各 位

会社名 株 式 会 社 船 場
代表者名 代表取締役社長 小 田 切 潤
(コード番号: 6540 東証スタンダード)
問合せ先 取締役 常務執行役員
コーポレート・海外担当 秋 山 弘 明
(TEL. 03-6865-8195)

譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)の改定を決議し、本制度の改定に関する議案を2026年3月25日開催予定の第65回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)に付議することとなりましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度改定の概要

当社は2019年3月27日開催の第58回定時株主総会において、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」としてご承認いただき、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の監査等委員である取締役を除く取締役(以下「対象取締役」といいます。)に対して本制度を導入しております。

その際、譲渡制限期間については「割当てを受けた日より2年間から5年間までの間で当社の取締役会があらかじめ定める期間」としてご承認いただいておりましたが、本定時株主総会において、「割当てを受けた日より対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を喪失する日までの期間」に改定する旨を付議いたします。

また、かかる譲渡制限期間の変更に伴って、本制度における譲渡制限の解除および退任時の取扱いについても必要な修正を加えることとなります。なお、上記の改定につきましては、今後付与される譲渡制限付株式に適用されるものであり、既に付与済の譲渡制限付株式に関する譲渡制限期間等を変更するものではありません。

2. 本制度改定の目的および条件

本改定は、対象取締役が退任時まで譲渡制限付株式を保有することにより、当社の企業価値向上に向けた貢献意欲をより一層高め、株主の皆様との価値共有を可能な限り長期間にわたり実現させることを目的とするものであり、対象取締役の譲渡制限期間等を改定するものであることから、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

3. その他

以上の改定点の他に、本制度内容に変更はございません。導入時の本制度内容については、2019年3月4日付で公表した「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

以上